

電力広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

令和5年3月1日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、4月3日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和5年3月1日付けで広域機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、4月3日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ（資料4-1及び4-2）。なお、本件は、4月1日付けで安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）が施行されたことに伴う変更を含むものであるため、法の施行を待って経済産業大臣から意見の求めがなされた。

2. 変更の主な内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

(1) 電気事業法の改正に伴って大規模蓄電設備が発電設備と同等に扱われることを踏まえた変更

- ・第6次エネルギー基本計画で示されたとおり、供給力の低下に伴う安定供給へのリスクが顕在化している一方で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、電力部門の脱炭素化に向けた取組の一層の加速化が求められているところ。脱炭素化の中での安定供給の実現に向けては、自然変動する再生可能エネルギーをバックアップする供給力・調整力として系統用の大型蓄電設備の導入拡大が期待されている。
- ・これを踏まえ、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、電気事業法（昭和39年法律第170号）が改正された。この改正により、電気事業法上で大規模蓄電設備が発電設備と同等に扱われることとなった。
- ・これに対応し、広域機関の規程類も同様に規定するもの。

(2) ノンファーム型接続の導入に伴う規定の変更

- ・脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入拡大のため、ノンファーム型接続の導入について、国の審議会等で議論がなされているところ。
- ・ノンファーム型接続については、2021年1月から基幹系統に順次適用されているが、ローカル系統に対しても2023年4月からノンファーム型接続の適用

39 開始となる。また、ノンファーム型接続の導入に伴う平常時の混雑処理について
40 は、2023年12月末までに再給電方式（一定の順序による出力制御）が導入
41 されることが示されている。

- 42 ・これに対応するため、必要なルール（※1，2）の整備を行うもの。

43 ※1 ノンファーム型接続適用開始に関するもの

- 44 ・連系線以外の流通設備に混雑の定義を拡張するとともに、一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の混
45 雑を前提とした設備形成を行う。
- 46 ・混雑を前提とした設備形成を行うことから、発電設備の連系時等に、一般送配電事業者及び配電事業者が行
47 う送電システムの容量確保の概念が不要となるため、関係する規定を変更。
- 48 ・また同様に不要となる発電設備のリプレース・休廃止等及び洋上風力発電に関する国からの要請を起因とし
49 た電源接続案件一括検討プロセスについて規定を削除。

50 ※2 再給電方式（一定の順序）運用開始に関するもの

- 51 ・一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を活用してもなお基幹系統に平常時の混雑が発生する場合、調
52 整力以外の電源の出力抑制等を行う旨及びその出力抑制等を行う電源の順位を規定。
- 53 ・一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の混雑解消のため自然変動電源の出力抑制を実施した場合に
54 は、広域機関へ出力抑制に関する資料を提出。広域機関はその出力抑制の妥当性を検証し、結果を公表。
- 55 ・上記の規定は、「経済産業大臣の認可を受けた日」又は「全ての一般送配電事業者による平常時において混雑
56 が発生する場合の措置に関する託送供給約款の変更の効力が生じた日」のいずれか遅い日から施行する。

57 (3) グリッドコード整備の機動性確保のための変更

- 58 ・脱炭素社会の実現のためには、調整・変動対応能力を発電設備に規定することな
59 どにより、再生可能エネルギー出力制御の合理化や電力品質の確保を可能とする
60 グリッドコード(系統に接続される電源が従うべきルール)を整備する必要があ
61 り、今後のさらなる再エネ電源導入拡大に対応してグリッドコードを適宜機動的
62 に見直すことが求められることになるところ。
- 63 ・「送配電等業務指針」もグリッドコードの一種であるところ、当該指針を変更する
64 ためには、電気事業法等に基づき、パブリックコメント、評議員会の議決、理事
65 会の議決、経済産業大臣の認可といった時間の要する複数のプロセスが必要とな
66 るため、機動性を欠く側面がある。
- 67 ・従って、グリッドコードを適宜機動的に見直すことが可能となるよう、広域機関
68 のグリッドコード検討会での整理を踏まえ、現行の送配電等業務指針に規定して
69 いる系統連系技術要件の具体的内容はガイドライン等に記載することとし、送配
70 電等業務指針からは削除するもの。

71 3. 認可申請に係る意見

72
73 変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断される。委員会
74 として、資料4-3及び4-4のとおり、当該認可を行うことに異存がない旨を回答す
75 ることとしたい。
76

77 〔参考1〕 手続きの流れ

78 広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第28条の4第3項に基づき、
79 経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程
80 の変更の認可申請を受けた場合、同法第66条の1第1項第5号の規定に基づき、委員会
81 の意見を聴取する。

82 また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第28条の4第1項
83 に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程
84 の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法
85 第66条の1第1項第5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

86

87 〔参考2〕 関連条文

88 ■ 電気事業法

89 (業務規程)

90 第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経
91 済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

92 2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指
93 示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の
94 実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

95 3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければ
96 ならない。

97

98 (送配電等業務指針の認可)

99 第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を
100 生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、
101 同様とする。

102 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適
103 合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

104 一 内容が法令に違反しないこと。

105 二 策定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。

106 三 不当に差別的でないこと。

107 3～4 (略)

108

109 (委員会の意見の聴取)

110 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴
111 かななければならない。

112 一～四 (略)

113 五 第十条第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十
114 二の十三において準用する場合を含む。)、第十四条第二項(第二十七条の十二及び第二

115 十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第十八条第一項若しくは第二項た
116 だし書、第二十二條の二第一項ただし書(第二十七條の十二の十三において準用する場
117 合を含む。)、第二十七條の十一の二第一項ただし書、第二十八條の十四第一項、第二十
118 八條の四十一第三項、第二十八條の四十六第一項、第二十八條の四十九、第二十八條の
119 五十二第一項若しくは第六項、第九十九條第一項又は第九十九條の七第一項の認可をし
120 ようとするとき。

121 六～十六 (略)

122 2 (略)

123 ■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

124 第1 審査基準

125 (1)～(50) 略

126 (51) 第28條の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可
127 第28條の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る
128 審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業
129 務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28條の15の規定による広域的運営推
130 進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の該当部分に適合することとする。

131 (52) 第28條の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可
132 及び変更の認可

133 第28條の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び
134 変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこ
135 と、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28條の46第1項の規
136 定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添4)に適合することとする。

137

138 ■ 「別添3 電気事業法第28條の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基
139 準について」より抜粋

140 【(1) 電気事業法の改正に伴って大規模蓄電設備が発電設備と同等に扱われることを踏
141 まえた変更関係】

142 2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実で
143 あると認められることの基準

144 (1) 第28條の40第1項第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事
145 項が記載されていること。

146 ① 推進機関は、第28條の40第1項第1号の監視を行うため、会員から、翌日、翌週、翌月
147 等の各段階における電気の需給に関する計画の提出を受けるとともに、中央給電指令所、基
148 幹給電指令所等を有する者から当該者が常時監視している情報の提供を受ける旨

149 ② 推進機関は、一般送配電事業者及び配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の
150 見通し並びに我が国全体における電気の需給の見通しを監視するとともに、常時、一般送配
151 電事業者及び配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況、調整力の確保の
152 状況並びに我が国全体における電気の需給の状況を監視する旨

- 153 ③ 推進機関は、小売電気事業者である会員の供給力の確保の状況を監視する旨
154 ④ 推進機関は、需給がひっ迫し、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見
155 込まれる場合の対応について定める旨
- 156 (4) 第28条の40第1項第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項
157 が記載されていること。
- 158 ⑫ 推進機関は、次に掲げる場合に広域系統整備計画策定の手続（以下「計画策定プロセス」
159 という。）を開始する旨
- 160 イ 以下のいずれかの場合
- 161 (i) 複数の発電等電気工作物の計画外停止が発生し、一般送配電事業者の供給予備力
162 を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにも関わらず電
163 気の供給支障が発生した場合（再閉路により供給支障が解消した場合を除く。）
- 164 (ii) 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、大規模停電等が懸念され、電
165 気の安定供給を確保する必要があると認められる場合
- 166 ロ 推進機関が、以下のいずれかに該当し、広域的な電力取引の環境整備が必要と認める場
167 合
- 168 (i) 将来の電源の開発動向を基に地域間連系線等の混雑を把握し、その系統の混雑を緩
169 和することによる社会的な便益及び系統整備に要する費用の評価の結果、便益が費用を上
170 回ることが見込まれる場合
- 171 (ii) 電気供給事業者からの申出により、電気供給事業者の発電等電気工作物の出力制
172 限量や他の検討案件において増強の計画がないことを確認の上、広域系統整備を検討する
173 必要性について評価した結果、上記(i)に相当する場合
- 174 (iii) 上記(i)及び(ii)の広域連系系統の整備を行う必要性が認められる蓋然性が高
175 く、広域系統整備を検討すべき合理性がある場合
- 176 ハ 一般送配電事業者より、電気の安定供給を確保する観点から提起があり、上記イ(i)
177 又は(ii)に該当すると認められる場合
- 178 ニ 国からの広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合
- 179
- 180 (6) 第28条の40第1項第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項
181 が記載されていること。
- 182 ⑬ 電源入札等の実施に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨
- 183 イ 推進機関は、供給力の確保を最終的に担保するための手段として、推進機関による電源入札
184 等を行う旨
- 185 ロ 電源入札等の対象は、発電等電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有
186 する者とする旨
- 187 ハ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨
- 188 (i) 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認めた場合
- 189 (a) 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中で行う供
190 給信頼度評価業務、容量市場の入札の結果等を通じて、電源入札等の検討の必要性が認め

- 191 られる場合
- 192 (b) 10年を超えて長期的・計画的に整備を要する発電等電気工作物や、大規模自然災
- 193 害への対応など、政策方針に基づき検討を開始する必要性が認められる場合
- 194 (ii) 一般送配電事業者又は配電事業者より検討の必要性の提起があった場合
- 195 (iii) 経済産業大臣からの検討の要請があった場合
- 196 ニ 推進機関は、電源入札等の必要性、実施要領や落札者の決定等に当たっては、有識者を含め
- 197 た委員会を設置し検討を行う旨
- 198 ホ 推進機関は、定期的に、入札した発電等電気工作物の維持・運用に係る進捗状況や稼働状
- 199 況、その他の供給能力を有する者の供給能力の確保状況を委員会に報告する旨
- 200 ヘ 電源入札等に関する事項を送配電等業務指針に定める旨

201

202 (9) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項

203 が記載されていること。

- 204 ⑤ 推進機関は、会員から提出を受けた地域間連系線等の作業停止に関する計画について必要
- 205 な調整を行い、当該調整後の計画を会員に通知する旨

206

207

208 【(2) ノンファーム型接続の導入に伴う規定の変更関係】

209 2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実で

210 あると認められることの基準

211 (9) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項

212 が記載されていること。

- 213 ⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項

214 イ 電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から1万キロワット

215 以上の発電等電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった場合、一般送配電事業者

216 又は配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による接続の可能性も含めた検討

217 の上、系統情報ガイドライン及び「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の

218 費用負担等の在り方に関する指針」（2015資電部第16号。以下「費用負担ガイドラ

219 イン」という。）も踏まえた必要な検討を行い、当該系統連系希望者に対して、原則3ヶ

220 月以内に回答を行う旨

221 ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、「電気事業法第28条の46第1項の規定

222 による送配電等業務指針の認可の基準について」（別添4）の2.（1）から（5）までの

223 内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者又は配電事業者が

224 受付を行う場合と同一とする旨

225 ハ 推進機関は、当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレーション

226 を行うための分析ツールを具備する旨

227 ニ 推進機関は、一般送配電事業者又は配電事業者に対して申込みがあったものを含め、定

228 期に系統アクセスに係る受付及び回答の状況を取りまとめ、公表する旨

- 229 ホ 推進機関は、推進機関が系統アクセスを受け付けた案件、「電気事業法第28条の46第
230 1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添4)の2.(4)②及び
231 ⑤、(5)②及び⑥並びに(6)②及び⑥の案件並びに(10)により提出を受けた情報
232 を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨
- 233 ヘ 推進機関は、系統連系希望者がその発電等用電気工作物を電力系統に接続する際、送変
234 電設備の増強が必要になることが見込まれる場合、当該系統連系希望者に対して、一般送
235 配電事業者又は配電事業者が近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設
236 備増強を行うことができる可能性があることを説明しなければならない旨
- 237 ト 推進機関は、近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行う
238 ことが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、近隣の電源接
239 続案件の募集手続の開始を要請する旨
- 240 チ 推進機関は、費用負担ガイドラインに基づき、一般負担の基準額を検討し、指定する旨
241 リ 推進機関は、近隣の電源接続案件の募集手続の実施に当たって必要となる事項について
242 定める旨
- 243 ヌ 推進機関は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する
244 法律(平成30年法律第89号)第8条第1項の規定による指定に関する国からの要請の
245 受付及び当該要請を受け付けた場合にその内容を一般送配電事業者又は配電事業者へ通知
246 又は依頼する旨
- 247 ル 推進機関は、一般送配電事業者又は配電事業者からヌの依頼の回答を受けた場合に、当
248 該回答の内容について検証し、ヌの要請に対して回答する旨

249
250

251 ■「別添4 電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準
252 について」より抜粋

253 【(1) 電気事業法の改正に伴って大規模蓄電設備が発電設備と同等に扱われることを踏
254 まえた変更関係】

255 2. 第28条の45第2号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

256 (13) 発電事業者は、電力設備容量が一定規模以上の発電等用電気工作物の廃止を決定した場
257 合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、推進機関に届け出る旨

258

259 7. 省令第13条第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

260 (2) 一般送配電事業者及び配電事業者による調整力(「電気事業法第28条の15の規定による
261 広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添3)の2.(12)③に規定する調整力
262 をいう。以下同じ。)の確保に関する事項

263 ① 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、翌年度における周波数制御、需給バランス調
264 整その他の系統安定化業務を行うために必要とする調整力の量、スペック、これらを必要する
265 理由及びその確保に関する計画を推進機関に提出しなければならない旨

266 ② 一般送配電事業者及び配電事業者は、毎年度、前年度における上記①の計画に対する調整力

- 267 の活用実績を、推進機関に提出しなければならない旨
- 268 ③ 一般送配電事業者及び配電事業者は、必要となる調整力を調達する場合は、公募等を行わな
269 なければならない旨
- 270 (3) 作業停止計画（流通設備又は発電等用電気工作物について、これらの点検や修繕等の作業
271 を実施するための当該流通設備又は発電等用電気工作物の停止に関する計画をいう。以下同
272 じ。）の調整に関する事項
- 273 ① 透明性及び公平性確保の観点から、一般送配電事業者が、作業停止計画を策定するに当たっ
274 て遵守すべき、以下の事項を含む調整の手順
- 275 イ 電気供給事業者は、その維持及び運用する設備の作業停止計画を、一般送配電事業者に対
276 して、提出しなければならない旨
- 277 ロ 一般送配電事業者は、発電計画（発電及び放電に関する計画をいう。以下同じ。）に影響
278 が出る者その他の関係電気供給事業者の意見を聴いた上で調整を進めなければならない旨
- 279 ② 一般送配電事業者は、推進機関により地域間連系線等に係る作業停止計画が取りまとめられ
280 たときは、発電計画に影響が出る者その他の関係電気供給事業者に対して、適切に情報開示を
281 行わなければならない旨
- 282 ③ 一般送配電事業者及び配電事業者並びに当該一般送配電事業者又は当該配電事業者の電力系
283 統に接続する電気工作物を維持し、及び運用する電気供給事業者は、作業事故や供給支障を生
284 じさせることのないよう、設備を停止する際の作業停止手順を予め定めなければならない旨並
285 びに作業停止計画及び作業停止手順に基づき、相互に協調して作業を行わなければならない旨
286
- 287 (6) 下げ代不足の場合に関する事項
- 288 ① 軽負荷期等に、供給力の量が需要の量を上回った場合における電源の出力制御に係る順位に
289 ついては以下を基本とする旨
- 290 イ 一般送配電事業者及び配電事業者があらかじめ確保する調整力、一般送配電事業者及び配
291 電事業者からオンラインでの調整ができる火力発電設備等の出力抑制（※1）並びに揚水式
292 発電機の揚水運転
- 293 ロ 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインでの調整ができない火力発電設備等の出
294 力抑制（※1、※2、※3）
- 295 ハ 地域間連系線を活用した広域的な系統運用（広域周波数調整）
- 296 ニ バイオマス発電設備の出力抑制（※4）
- 297 ホ 自然変動電源（太陽光発電設備・風力発電設備）の出力抑制（※5）
- 298 ヘ 第28条の44に基づく推進機関の指示
- 299 ト 長期固定電源の出力抑制
- 300 ※1 火力発電設備等には、バイオマス混焼発電（地域資源バイオマス発電設備を除く。）
301 を含む。また、自家発電の余剰電力等の経済活動に伴って出力が発生する等の要因によ
302 り出力を調整できないものは対象外とする。
- 303 ※2 原則、発電事業者に差損が発生しない範囲内で発電計画の変更を指令するものとし
304 るが、必要に応じて、発電事業者に差損が発生する場合にも指令できる。

305 ※3 オンライン調整が可能な発電用の電気工作物であっても、一般送配電事業者及び配
306 電事業者からオンライン指令する契約をしない場合には、オンラインでの調整ができな
307 い火力発電設備等を含む。

308 ※4 バイオマス専焼の出力抑制後に地域資源バイオマス発電設備の出力抑制（出力抑制
309 が困難なものを除く。）を行う。

310 ※5 再生可能エネルギー電気特措法の対象電源と再生可能エネルギー電気特措法の対象
311 外電源は同列とする。ただし、再生可能エネルギー電気特措法の対象電源間の出力抑制
312 の順序は、再生可能エネルギー電気特措法関連法令等に従うこととする。

313 ② 一般送配電事業者は、想定を超える発電量及び放電量の発生により下げ代不足が発生し、電
314 気の需給を改善する必要が認められる場合（緊急時）には、取引所の市場閉鎖前であっても、
315 推進機関に対して、広域運用の指示の要請を行うことができる旨（ただし、推進機関による指
316 示の発動は、上記①の順位による。）

317 ③ 一般送配電事業者及び配電事業者は、抑制指令を受けた者に対して、運用状況と実施した
318 指令内容について説明責任を負う旨、上記①ロ以降の抑制指令を行った場合は事後検証用のデ
319 ータを推進機関に提出しなければならない旨

320

321 【(2) ノンファーム型接続の導入に伴う規定の変更関係】

322 2. 第28条の45第2号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

323 (1) 一般送配電事業者が、発電等用電気工作物と一般送配電事業者が維持し及び運用する電線
324 路との電氣的な接続（以下「システムアクセス」という。）に係る業務を実施するに当たる標準的
325 な業務フロー（事前相談、接続検討、契約申込みその他のシステムアクセスに係る手続（※）を含
326 む。）、申請及び回答様式、標準処理期間並びに接続検討及び回答に係る業務改善の方法
327 （※）

328 事前相談：システムアクセスに係る任意の相談（あくまで任意であり、必要プロセスではな
329 い。）

330 接続検討：システムアクセスの可否に係る検討

331 契約申込み：システムアクセスの申込み

332

333 4. 省令第13条第2号に掲げる事項として、上記2.に準じた内容が記載されていること

334

335 【(3) グリッドコード整備の機動性確保のための変更関係】

336 2. 第28条の45第2号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

337 (14) 一般送配電事業者は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」（16資電
338 部第114号）その他のルール等を踏まえ、電力系統への接続を行う発電等用電気工作物及び需
339 要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確化しなければならない旨

経済産業省

20230301資第30号
令和5年4月3日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

令和5年3月1日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 〇〇
住所 東京 〇〇 〇〇 2-15

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙1のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。ただし、第180条の規定は、令和5年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は平常時において混雑が発生する場合の措置に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由
電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙2のとおり。



電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

| 変 更 前 (変更点に下線) | 変 更 後 (変更点に下線) |
|---|--|
| <p data-bbox="792 164 1088 225">平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更</p> <p data-bbox="434 544 730 619">業務規程</p> <p data-bbox="360 1082 808 1126">電力広域的運営推進機関</p> | <p data-bbox="1832 164 2128 225">平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更</p> <p data-bbox="1476 544 1771 619">業務規程</p> <p data-bbox="1402 1082 1850 1126">電力広域的運営推進機関</p> |

| 変 更 前 (変更点に下線) | 変 更 後 (変更点に下線) |
|--|--|
| <p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和3年7月1日変更</p> <p>令和4年2月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年7月5日変更</p> | <p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和3年7月1日変更</p> <p>令和4年2月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年7月5日変更</p> <p>令和 年 月 日変更</p> |

| 変更前（変更点の下線） | 変更後（変更点の下線） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|-----|---|-----|--|-----|---|-----|---|---|-----|------|-----|---|-----|--|-----|---|-----|---|
| <p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 「予備力」とは、上げ調整力と上げ調整力以外の<u>発電機</u>の発電余力を足したものをいう。</p> <p>六 「調整力」とは、周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要なとなる発電設備（揚水発電設備を含む。）、<u>電力貯蔵装置</u>、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（ただし、流通設備は除く。）の能力をいう。</p> <p>七～九 (略)</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない<u>発電機の出力抑制</u>によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</p> <p>十一～十八 (略)</p> <p>十九 「計画潮流」とは、本機関が管理する容量登録（<u>第42号</u>に定める。）された潮流をいう。</p> <p>二十 (略)</p> <p>二十一 「混雑」とは、<u>空容量が負となる状況</u>をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二十二 (略)</p> <p>二十三 「発電設備等」とは、発電設備、<u>電力貯蔵装置その他の電気を発電又は放電する設備</u>をいう。</p> <p>二十四～三十四 (略)</p> <p>三十五 「<u>実同時同量の契約者</u>」とは、<u>電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行時点において、一般送配電事業者たる会員と託送供給契約を締結していた小売電気事業者たる会員であって、当該一般送配電事業者たる会員の託送供給契約に基づき特別措置の適用の申出を行った者をいう。</u></p> <p>三十六～四十五 (略)</p> | <p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 「予備力」とは、上げ調整力と上げ調整力以外の<u>発電設備</u>の発電余力及び蓄電設備の放電余力を足したものをいう。</p> <p>六 「調整力」とは、周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要なとなる発電設備（揚水発電設備を含む。）、<u>蓄電設備</u>、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（ただし、流通設備は除く。）の能力をいう。</p> <p>七～九 (略)</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない<u>発電設備の出力抑制等</u>によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</p> <p>十一～十八 (略)</p> <p>十九 「計画潮流」とは、本機関が管理する容量登録（<u>第43号</u>に定める。）された潮流をいう。</p> <p>二十 (略)</p> <p>二十一 「混雑」とは、<u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア <u>連系線において、空容量が負となる状況。</u></p> <p>イ <u>連系線以外の流通設備において、潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある状況。</u></p> <p>二十二 (略)</p> <p>二十三 「発電設備等」とは、発電設備及び蓄電設備をいう。</p> <p>二十四～三十四 (略)</p> <p>三十五 削除</p> <p>三十六～四十五 (略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(事務局)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表2-1 組織の業務分掌</p> <table border="1" data-bbox="80 1106 1099 1463"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般</td> </tr> <tr> <td>計画部</td> <td>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務</td> </tr> <tr> <td>運用部</td> <td>需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守</td> </tr> </tbody> </table> | 組織名 | 業務分掌 | 総務部 | 事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項 | 企画部 | 容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般 | 計画部 | 全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務 | 運用部 | 需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守 | <p>(事務局)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表2-1 組織の業務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1117 1106 2130 1463"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般</td> </tr> <tr> <td>計画部</td> <td>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務</td> </tr> <tr> <td>運用部</td> <td>需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整</td> </tr> </tbody> </table> | 組織名 | 業務分掌 | 総務部 | 事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項 | 企画部 | 容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般 | 計画部 | 全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務 | 運用部 | 需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整 |
| 組織名 | 業務分掌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務部 | 事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画部 | 容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画部 | 全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用部 | 需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組織名 | 業務分掌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務部 | 事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画部 | 容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画部 | 全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用部 | 需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 変 更 前 (変更点に下線) | | 変 更 後 (変更点に下線) | |
|---|--|--|--|
| 運用部 (広域運用センター) | 需給及び系統の状況の監視・管理 | 運用部 (広域運用センター) | 需給及び系統の状況の監視・管理 |
| 再生可能エネルギー・国際部 | 再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括 | 再生可能エネルギー・国際部 | 再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括 |
| 政策調整室 | 本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案 | 政策調整室 | 本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案 |
| 紛争解決対応室 | 苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁 | 紛争解決対応室 | 苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁 |
| 監査室 | 監査全般 | 監査室 | 監査全般 |
| (電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略) | | (電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略) | |
| (市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略) | | (市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略) | |
| (電源等リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～6 (略) | | (電源等リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～6 (略) | |
| (電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、 <u>発電用の電気工作物</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電用の電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電用の電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務(以下「電源等維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源等維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源等維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、 <u>発電用電気工作物</u> の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務を行う。 3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる <u>発電用電気工作物</u> その他の供給能力から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。 | | (電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、 <u>発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電等用電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電等用電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務(以下「電源等維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源等維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。 2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源等維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、 <u>発電等用電気工作物</u> の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務を行う。 3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる <u>発電等用電気工作物</u> その他の供給能力から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。 | |
| (電源入札等の検討の開始) 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。 | | (電源入札等の検討の開始) 第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。 | |

| 変 更 前 (変更点の下線) | 変 更 後 (変更点の下線) |
|---|---|
| <p>一 本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の確保の必要性がある場合</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>一 本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の確保の必要性がある場合</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(電源等維持運用者の決定)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>一 電源等維持運用者の名称及び<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の場所等</p> <p>二・三 (略)</p> | <p>(電源等維持運用者の決定)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>一 電源等維持運用者の名称及び<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の場所等</p> <p>二・三 (略)</p> |
| <p>(広域系統整備計画)</p> <p>第50条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続(以下「計画策定プロセス」という。)に基づき、広域連系系統の整備(以下「広域系統整備」という。)に関する個別の整備計画(法第28条の47第1項に規定する広域系統整備計画のほか、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金(以下「広域系統整備交付金」という。)の交付業務の実施対象ではないものを含む。以下「広域系統整備計画」という。)を策定する。</p> | <p>(広域系統整備計画)</p> <p>第50条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、この節に定める手続(以下「計画策定プロセス」という。)に基づき、広域連系系統の整備(以下「広域系統整備」という。)に関する個別の整備計画(法第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画のほか、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金(以下「広域系統整備交付金」という。)の交付業務の実施対象ではないものを含む。以下「広域系統整備計画」という。)を策定する。</p> |
| <p>(本機関の発議による計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条 本機関は、次の各号のいずれかの検討開始要件に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。</p> <p>一 次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合</p> <p>ア 複数の<u>発電機</u>の計画外停止が発生し、一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(電路が自動的に再開路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。)が発生した場合</p> <p>イ (略)</p> <p>二 (略)</p> | <p>(本機関の発議による計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条 本機関は、次の各号のいずれかの検討開始要件に該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。</p> <p>一 次のア又はイのいずれかの要件に該当する場合</p> <p>ア 複数の<u>発電設備等</u>の計画外停止が発生し、一般送配電事業者たる会員の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(電路が自動的に再開路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。)が発生した場合</p> <p>イ (略)</p> <p>二 (略)</p> |
| <p>(一般送配電事業者たる会員の提起による計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、大規模災害等により、複数の<u>発電機</u>の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、第51条第1号のいずれかの検討開始要件に該当する場合には、計画策定プロセスを開始する。</p> | <p>(一般送配電事業者たる会員の提起による計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、大規模災害等により、複数の<u>発電設備等</u>の計画外停止その他一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により電気の安定供給を確保する観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、第51条第1号のいずれかの検討開始要件に該当する場合には、計画策定プロセスを開始する。</p> |

| 変 更 前 (変更点に下線) | 変 更 後 (変更点に下線) |
|---|---|
| <p>(広域系統整備計画の届出)</p> <p>第61条の3 本機関は、第60条の規定により策定した広域系統整備計画が広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる場合は、<u>法第28条の47第2項</u>に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。</p> | <p>(広域系統整備計画の届出)</p> <p>第61条の3 本機関は、第60条の規定により策定した広域系統整備計画が広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる場合は、<u>法第28条の48第2項</u>に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。</p> |
| <p>(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更)</p> <p>第63条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、<u>法第28条の47第3項ただし書</u>の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更)</p> <p>第63条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、<u>法第28条の48第3項ただし書</u>の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告する。</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更)</p> <p>第63条の3 本機関は、第61条の3又は第63条の2の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して、<u>法第28条の47第4項</u>の規定により経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、設備形成に係る委員会において検討の上、<u>法第28条の47第4項各号</u>に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更)</p> <p>第63条の3 本機関は、第61条の3又は第63条の2の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して、<u>法第28条の48第4項</u>の規定により経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、設備形成に係る委員会において検討の上、<u>法第28条の48第4項各号</u>に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)</p> <p>第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、<u>周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否</u>その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。</p> | <p>(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)</p> <p>第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、<u>契約申込みの回答可否</u>その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。</p> |
| <p>(系統アクセス業務の実施)</p> <p>第67条 本機関は、<u>法第28条の40第1項第8号</u>の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの<u>送電系統の暫定的な容量確保</u>に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(系統アクセス業務の実施)</p> <p>第67条 本機関は、<u>法第28条の40第1項第8号</u>の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの<u>連系予約(送電系統へ発電設備等が連系等されたものとして取り扱うことをいう。第68条の2において同じ。)</u>に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務</p> <p>2・3 (略)</p> |
| <p>(<u>送電系統の暫定的な容量確保</u>に関する要請の受付)</p> <p>第68条の2 本機関は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの<u>送電系統の暫定的な容量確保</u>の要請を受け付ける。</p> <p>2 本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げる国からの要請を受け付ける。<u>ただし、暫定的な容量の変更については容量の減少に限る。</u></p> <p>3 (略)</p> | <p>(<u>連系予約</u>に関する要請の受付)</p> <p>第68条の2 本機関は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの<u>連系予約</u>の要請を受け付ける。</p> <p>2 本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げる国からの要請を受け付ける。</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスの要請)</p> <p>第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系す</p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスの要請)</p> <p>第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系す</p> |

| 変 更 前 (変更点に下線) | 変 更 後 (変更点に下線) |
|--|---|
| <p>る変圧器を含む。以下、この節において同じ。)の工事(保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。)に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続(以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。)を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 (略)</p> | <p>る変圧器を含む。以下この節において同じ。)の工事に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続(以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。)を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p> | <p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p> |
| <p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p> | <p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p> |
| <p>(必要な協力の要請)</p> <p>第103条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。</p> | <p>(必要な協力の要請)</p> <p>第103条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。</p> |
| <p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。</p> <p>一 会員の需給状況に関する事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者たる会員の発電量及び発電余力に関する状況</p> <p>ウ (略)</p> <p>二～四 (略)</p> | <p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。</p> <p>一 会員の需給状況に関する事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者たる会員の発電量及び放電量並びに発電余力及び放電余力に関する状況</p> <p>ウ (略)</p> <p>二～四 (略)</p> |
| <p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画並びに調達及び販売に関する計画</p> <p>三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報(配電事業者たる会員にあっては、エ及びカを除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系系統その他の情報</p> <p>オ 託送供給契約者の需要実績及び発電契約者の発電実績</p> | <p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電契約者 発電量及び放電量並びに発電余力及び放電余力に関する計画並びに調達及び販売に関する計画</p> <p>三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報(配電事業者たる会員にあっては、エ及びカを除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備等</u>、広域連系系統その他の情報</p> <p>オ 託送供給契約者の需要実績並びに発電契約者の発電実績及び放電実績</p> |

| 変 更 前 (変更点の下線) | 変 更 後 (変更点の下線) |
|---|---|
| カ (略) 四・五 (略) 2 (略) (新設) | カ (略) 四・五 (略) 2 (略) 3 <u>本機関は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構から、必要に応じて、発電の用に供する燃料に関する情報を取得する。</u> |
| <p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う(以下、この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。)。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量(以下、この条において「送電可能量」という。)を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。</p> <p>三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は<u>発電設備</u>(以下「電力設備」という。)の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び<u>発電設備</u>の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域に<u>発電設備</u>を有する会員は、一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの送電可能量を通知する。</p> <p>四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>発電設備</u>の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの</p> <p>五 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や<u>発電機</u>の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p> | <p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う(以下この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。)。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本機関は、需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量(以下この条において「送電可能量」という。)を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。</p> <p>三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は<u>発電設備等</u>(以下「電力設備」という。)の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び<u>発電設備等</u>の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域に<u>発電設備等</u>を有する会員は、一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの送電可能量を通知する。</p> <p>四 本機関は、前号の規定により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>発電設備等</u>の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの</p> <p>五 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や<u>発電設備等</u>の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p> |
| <p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う(以下、この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。)。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線(以下、この条において「希望連系線」という。)を確認する。</p> <p>二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量(以下、この条において「受電可能量」という。)を確認</p> | <p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う(以下この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。)。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線(以下この条において「希望連系線」という。)を確認する。</p> <p>二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量(以下この条において「受電可能量」という。)を確認</p> |

| 変 更 前 (変更点以下線) | 変 更 後 (変更点以下線) | | | | |
|---|--|----------------------------|---|--------------------------------------|----------------------------|
| <p>する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。</p> <p>三 前号の確認を受けた一般送配電事業者たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況、安定供給を確保するために必要な調整力等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の出力抑制に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p> | <p>する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。</p> <p>三 前号の確認を受けた一般送配電事業者たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備等の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況、安定供給を確保するために必要な調整力等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電設備の出力抑制等に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p> | | | | |
| <p>(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)</p> <p>第123条 本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)</p> <p>第123条 本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電及び放電に要する費用や一般送配電事業者又は配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。</p> <p>2・3 (略)</p> | | | | |
| <p>(空容量の算出及び公表)</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表10-2 空容量の算出式</p> <table border="1" data-bbox="138 699 1034 802"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7、※8) </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> $空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流$ </td> </tr> </table> <p>(※1)～(※5) (略)</p> <p>(※6) <u>関西四国間連系設備の四国向き空容量は、四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。</u></p> <p>(※7)・(※8) (略)</p> | 空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7、※8) | $空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流$ | <p>(空容量の算出及び公表)</p> <p>第133条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表10-2 空容量の算出式</p> <table border="1" data-bbox="1176 699 2072 802"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7) </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> $空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流$ </td> </tr> </table> <p>(※1)～(※5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(※6)・(※7) (略)</p> | 空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7) | $空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流$ |
| 空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7、※8) | $空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流$ | | | | |
| 空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、 ※5、※6、※7) | $空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流$ | | | | |
| <p>(需給調整市場に係る運用容量及びマージン上限の通知)</p> <p>第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の運用容量及び調整力の取引ができるマージンの上限を一般送配電事業者に通知する。</p> | <p>(需給調整市場に係る取引可能量の通知)</p> <p>第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の取引可能量を一般送配電事業者に通知する。</p> | | | | |
| <p>(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)</p> <p>第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下「電源等保有者」という。)の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する(以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)</p> <p>第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、<u>以下この章において</u>「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下「電源等保有者」という。)の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する(以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> | | | | |
| <p>(承認の対象とする電源等)</p> <p>第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。</p> <p>一 (略)</p> | <p>(承認の対象とする電源等)</p> <p>第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。</p> <p>一 (略)</p> | | | | |

| 変更前（変更点に下線） | | | | 変更後（変更点に下線） | | | |
|--|---|------------------|------------------------|--|--------------------|------------------|------------------------|
| 二 運転中の 発電機出力 が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源 三～五 （略） | | | | 二 運転中の 発電設備等 の出力が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源 三～五 （略） | | | |
| （作業停止計画の調整の実施） 第156条 （略） 2 （略） | | | | （作業停止計画の調整の実施） 第156条 （略） 2 （略） | | | |
| 別表11-1 作業停止計画の種別 | | | | 別表11-1 作業停止計画の種別 | | | |
| 種 別 | 内 容 | 種 別 | 内 容 | 種 別 | 内 容 | 種 別 | 内 容 |
| | | | | | | | |
| 作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画 | 作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び 特定契約者（一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。） （以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画 | | | | | | |
| 年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画 | 年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画 | | | | | | |
| （作業停止計画の原案の取得、共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は 実同時同量の契約者 （以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。 一 （略） 二 発電設備 発電計画提出者 三 （略） 2 （略） 3 本機関は、第1項の規定により作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び 発電設備 の保有者に限る。）と共有する。 | | | | （作業停止計画の原案の取得、共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は 特定契約者 （以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。 一 （略） 二 発電設備等 発電計画提出者 三 （略） 2 （略） 3 本機関は、第1項の規定により作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び 発電設備等 の保有者に限る。）と共有する。 | | | |
| 別表11-2 作業停止計画調整における各期日 | | | | 別表11-2 作業停止計画調整における各期日 | | | |
| 業 務 内 容 | 種 別 | | そ の 他 | 業 務 内 容 | 種 別 | | そ の 他 |
| | 年間計画 （翌年度・翌々年度） | 月間計画 （翌月・翌々月） | 年間及び月 間計画の変 更・追加 | | 年間計画 （翌年度・翌々年度） | 月間計画 （翌月・翌々月） | 年間及び月 間計画の変 更・追加 |

| 変 更 前 (変更点の下線) | | | | | 変 更 後 (変更点の下線) | | | | |
|---|-------------|--------------------------|--------------------------|---------------|--|-------------|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 発電設備及び広域連系系統等の作業停止計画の提出(※1) | 原案 | 毎年10月末頃 | 毎月1日頃 | 不定期 (速やかに) | 発電設備等及び広域連系系統等の作業停止計画の提出(※1) | 原案 | 毎年10月末頃 | 毎月1日頃 | 不定期 (速やかに) |
| | 調整案 | 毎年12月末頃 | 毎月10日頃 | | | 調整案 | 毎年12月末頃 | 毎月10日頃 | |
| | 最終案 | 毎年2月中旬 | 毎月中旬 | | | 最終案 | 毎年2月中旬 | 毎月中旬 | |
| 広域連系系統等の作業停止計画の共有 | 原案 | 一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに) | 一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに) | 不定期 (速やかに) | 広域連系系統等の作業停止計画の共有 | 原案 | 一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに) | 一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに) | 不定期 (速やかに) |
| | 調整案 | 一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに) | 一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに) | | | 調整案 | 一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに) | 一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに) | |
| | 承認・決定計画(※2) | 毎年3月1日 | 毎月20日 | | | 承認・決定計画(※2) | 毎年3月1日 | 毎月20日 | |
| 作業停止計画の調整案の調整 | | 毎年1月(必要により2月実施可) | 必要に応じて実施 | | 作業停止計画の調整案の調整 | | 毎年1月(必要により2月実施可) | 必要に応じて実施 | |
| 本機関による作業停止計画の承認(※3) | | 毎年2月下旬 | 毎月中旬(翌月分) | 不定期(速やかに) | 本機関による作業停止計画の承認(※3) | | 毎年2月下旬 | 毎月中旬(翌月分) | 不定期(速やかに) |
| (※1)～(※3)(略) | | | | | (※1)～(※3)(略) | | | | |
| <p>(一般負担の限界の基準額)</p> <p>第172条 本機関は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各号に掲げる事項を考慮の上、一般負担の限界の基準額(以下「一般負担の上限額」という。)を検討し、指定する。</p> <p>一 過去の発電設備の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量当たりの単価の分布(連系に至らなかった案件も含む。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 発電設備が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | | | | | <p>(一般負担の限界の基準額)</p> <p>第172条 本機関は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各号に掲げる事項を考慮の上、一般負担の限界の基準額(以下「一般負担の上限額」という。)を検討し、指定する。</p> <p>一 過去の発電設備等の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量当たりの単価の分布(連系に至らなかった案件も含む。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 発電設備等が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | | | | |
| <p>(出力抑制時の検証)</p> <p>第180条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、<u>当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。</u></p> <p>2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、<u>適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。</u></p> | | | | | <p>(出力抑制時の検証)</p> <p>第180条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、<u>当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者たる会員の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。</u></p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、<u>連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の措置として自然変動電源の出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の出力抑制が送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。</u></p> | | | | |
| <p>(年次報告書)</p> <p>第181条 本機関は、本機関の収集した情報(第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。)</p> | | | | | <p>(年次報告書)</p> <p>第181条 本機関は、本機関の収集した情報(第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。)</p> | | | | |

| 変 更 前 (変更点の下線) | 変 更 後 (変更点の下線) |
|---|--|
| <p>及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し(発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。)及び課題</p> <p>五 (略)</p> | <p>及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し(発電設備等の系統連系制約の改善の見通しを含む。)及び課題</p> <p>五 (略)</p> |
| <p>附則(平成30年6月29日)</p> <p>(発電制約量の調整結果の確認)</p> <p>第2条 本機関は、広域連系系統(連系線は除く。以下同じ。)の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者間による<u>発電制約量</u>の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発電制約量の調整の不調時の対応)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった<u>発電機</u>の定格容量(送電端)比率で按分(以下「定格容量比率按分」という。)した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者に通知する。</p> <p>4 (略)</p> | <p>附則(平成30年6月29日)</p> <p>(発電制約量の調整結果の確認)</p> <p>第2条 本機関は、広域連系系統(連系線は除く。以下同じ。)の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者間による<u>発電制約(放電制約を含む。以下同じ。)</u>量の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発電制約量の調整の不調時の対応)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった<u>発電設備等</u>の定格容量(送電端)比率で按分(以下「定格容量比率按分」という。)した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者に通知する。</p> <p>4 (略)</p> |

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

本規程は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第180条の規定は、令和5年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は平常時において混雑が発生する場合の措置に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

| 時期 | 経過の概要 |
|--------------------------------|---|
| 2022年7月5日 | ・経済産業大臣が現行の業務規程の変更を認可。 |
| 2022年12月7日 ～ 2022年12月27日 | ・本変更案（別紙1。以下同じ。）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項の規定により、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件（2023年1月5日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。 |
| 2023年2月1日 | ・2022年度第3回評議員会により、本変更案を議決。 |
| 2023年2月1日 | ・第389回理事会において、本変更案を議決。 |
| 2023年3月1日 | ・第15回通常総会において、本変更案を議決。 |

経済産業省

20230301資第33号
令和5年4月3日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項後段に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第13（第14条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

令和5年3月1日

経済産業大臣殿

電力広域的運

理事長 大

住所 東

2-15

電気事業法第28条の46第1項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする内容

別紙1のとおり。

2 変更しようとする年月日

令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。ただし、第153条の2及び第153条の3の規定は、令和5年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は平常時において混雑が発生する場合の措置に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日。

3 変更しようとする理由

電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため。

4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

別紙2のとおり。



電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
令和 年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
令和 年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

| 変 更 前 (変更点に下線) | 変 更 後 (変更点に下線) |
|---|--|
| <p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成28年10月18日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和元年12月11日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年4月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和3年7月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年7月5日変更</p> | <p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成28年10月18日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和元年12月11日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年4月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和3年7月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年7月5日変更</p> <p><u>令和 年 月 日変更</u></p> |

| 変 更 前 (変更点の下線) | 変 更 後 (変更点の下線) |
|--|---|
| <p>(発電設備の廃止計画の提出)</p> <p>第12条 発電事業者は、設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、本機関に提出しなければならない。</p> | <p>(発電設備等の廃止計画の提出)</p> <p>第12条 発電事業者は、設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、本機関に提出しなければならない。</p> |
| <p>(一般送配電事業者又は配電事業者による電源入札等の検討の要請)</p> <p>第16条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な<u>発電設備</u>の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第35条第1項第2号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。</p> | <p>(一般送配電事業者又は配電事業者による電源入札等の検討の要請)</p> <p>第16条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な<u>発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)</u>の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第35条第1項第2号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。</p> |
| <p>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</p> <p>第17条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者及び特定卸供給事業者(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。)の<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の運転実績及び運転計画</p> <p>ウ (略)</p> <p>三～五 (略)</p> | <p>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</p> <p>第17条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者及び特定卸供給事業者(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。)の<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の運転実績及び運転計画</p> <p>ウ (略)</p> <p>三～五 (略)</p> |
| <p>(電源入札等の基本要件の記載事項)</p> <p>第18条 電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電源入札等の対象となる電源等(<u>発電用電気工作物</u>の建設を行う事業者を募集する場合は除く。)</p> <p>四～十二 (略)</p> | <p>(電源入札等の基本要件の記載事項)</p> <p>第18条 電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電源入札等の対象となる電源等(<u>発電等用電気工作物</u>の建設を行う事業者を募集する場合は除く。)</p> <p>四～十二 (略)</p> |
| <p>(電源入札等の応募者の条件)</p> <p>第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条の規定による本機関の募集に対して応募することができる。</p> <p>一 <u>発電用電気工作物</u>を維持し、運用することその他の供給能力の確保ができる技術力があること。</p> <p>二～五 (略)</p> | <p>(電源入札等の応募者の条件)</p> <p>第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条の規定による本機関の募集に対して応募することができる。</p> <p>一 <u>発電等用電気工作物</u>を維持し、運用することその他の供給能力の確保ができる技術力があること。</p> <p>二～五 (略)</p> |
| <p>(応募者の評価項目)</p> <p>第22条 電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 事業継続性 事業者の財務健全性、<u>発電設備</u>の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等</p> <p>六～八 (略)</p> | <p>(応募者の評価項目)</p> <p>第22条 電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 事業継続性 事業者の財務健全性、<u>発電等用電気工作物</u>の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等</p> <p>六～八 (略)</p> |
| <p>(落札者の電源等維持運用業務の報告)</p> <p>第23条 電源等維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、<u>発電用電気工作物</u>の新増設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源等維持運用業務の内容を報</p> | <p>(落札者の電源等維持運用業務の報告)</p> <p>第23条 電源等維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、<u>発電等用電気工作物</u>の新増設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源等維持運用業務の内容を報</p> |

| 変 更 前 (変更点以下線) | 変 更 後 (変更点以下線) |
|--|---|
| 告しなければならない。 | 報告しなければならない。 |
| (調整力の公募等) 第26条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の <u>発電設備</u> や特定の <u>発電設備設置者</u> を優遇してはならない。 | (調整力の公募等) 第26条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の <u>発電設備等</u> や特定の <u>電気供給事業者</u> を優遇してはならない。 |
| (電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件) 第62条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、 <u>発電出力</u> 、需要、系統構成等を前提に、これを行う。 | (電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件) 第62条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、 <u>発電設備等の出力(連系線以外の流通設備にあつては、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制も考慮したもの。)</u> 、需要、系統構成等を前提に、これを行う。 |
| (電力設備の単一故障発生による発電抑制) 第64条の2 (略) 2～4 (略) 5 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制を実施した場合には、発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者又は特定契約者に対し、次の各号に掲げる額を負担しなければならない。 一 発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者が、N-1電制の実施により当該発電設備等以外から電気の供給を受けた場合には、その電気の供給を受けるために要した費用から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該発電設備等の発電に要したであろう費用(FIT電源が発電抑制の対象となった場合は、当該FIT電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第13条の3の4(同令附則第13条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定する回避可能費用単価を乗じた額)を差し引いた額 二 発電抑制の対象となった発電設備等がFIT電源である場合には、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIT電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定される調整交付金として得られたであろう収益に相当する額から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIT電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額 三 発電抑制の対象となった発電設備等がFIP電源である場合には、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIP電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第2条の4の規定により算定される供給促進交付金として得られたであろう収益に相当する額(当該FIP電源が再生可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している場合には、 <u>当該FIP電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定される調整交付金として得られたであろう収益に相当する額</u> から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIP電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額) 四 (略) 6・7 (略) | (電力設備の単一故障発生による発電抑制) 第64条の2 (略) 2～4 (略) 5 一般送配電事業者及び配電事業者は、N-1電制を実施した場合には、発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者又は特定契約者に対し、次の各号に掲げる額を負担しなければならない。 一 発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者が、N-1電制の実施により当該発電設備等以外から電気の供給を受けた場合には、その電気の供給を受けるために要した費用から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該発電設備等の発電 <u>又は放電</u> に要したであろう費用(FIT電源が発電抑制の対象となった場合は、当該FIT電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第13条の3の4(同令附則第13条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定する回避可能費用単価を乗じた額)を差し引いた額 二 発電抑制の対象となった発電設備等がFIT電源である場合には、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIT電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気特措法第3条第2項又は第8条第1項に規定する調達価格を乗じた額から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIT電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額 三 発電抑制の対象となった発電設備等がFIP電源である場合には、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIP電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第2条の4の規定により算定される供給促進交付金として得られたであろう収益に相当する額(当該FIP電源が再生可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している場合には、 <u>当該FIP電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達価格を乗じた額</u> から、N-1電制が実施されなかったとしたときに当該FIP電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額) 四 (略) 6・7 (略) |
| (事前相談の回答) 第77条 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。 一 希望受電電圧が特別高圧である場合 ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統(連系線を除く。以下、この号に | (事前相談の回答) 第77条 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。 一 希望受電電圧が特別高圧である場合 ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統(連系線を除く。以下この号に |

| 変 更 前 (変更点に下線) | 変 更 後 (変更点に下線) |
|--|---|
| <p>において同じ。)の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力</p> <p>イ (略)</p> <p>二 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流(配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以下、この号において同じ。)の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力</p> <p>ウ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>において同じ。)の熱容量に起因する連系制限の有無又は平常時における混雑発生の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力</p> <p>イ (略)</p> <p>二 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流(配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以下この号において同じ。)の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力</p> <p>ウ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(ただし、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(送電系統へ与える影響がない、又は軽微であるとして、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断した場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、<u>連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の発電設備等の出力抑制も考慮の上</u>、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容を前項の接続検討の回答書に明示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>10万キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く。)の連系可能量をいう。)の範囲内であるかどうかを判定した結果</u></p> <p>3 (略)</p> | <p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容を前項の接続検討の回答書に明示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 接続検討の回答後、他の系統連系希望者に対して送電系統の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合</p> | <p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 接続検討の回答後、他の系統連系希望者の契約申込みに伴う連系予約(第92条第1項に定める連系予約をいう。)によって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に</p> |

| 変更前（変更点に下線） | 変更後（変更点に下線） |
|---|--|
| <p>四～七（略） 2・3（略）</p> | <p>変動がある場合 四～七（略） 2・3（略）</p> |
| <p>（送電系統の暫定的な容量確保） 第92条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、<u>送電系統（ただし、連系統は除く。以下、この条において同じ。）</u>へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系統等されたものとして取扱い、<u>暫定的に送電系統の容量を確保する。</u>ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。 2（略）</p> | <p>（連系統予約） 第92条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、<u>連系統予約（当該発電設備等が送電系統（連系統を除く。以下この条において同じ。）へ連系統等されたものとして取り扱うことをいい、高圧以下の送電系統その他の技術及び運用面の観点から容量確保が必要な送電系統において暫定的に送電系統の容量を確保することを含む。以下同じ。）</u>を行う。ただし、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。 2（略）</p> |
| <p>（暫定的な容量確保の特例） 第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、<u>送電系統に暫定的に容量を確保する。</u> 一・二（略）</p> | <p>（連系統予約の特例） 第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、<u>連系統予約を行う。</u> 一・二（略）</p> |
| <p>（送電系統の容量確保の取消し） 第94条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により<u>暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部</u>を取り消すことができる。 一～五（略） 六 その他系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みの回答に必要となる情報を提供しない場合等、不当に<u>送電系統の容量を確保している</u>と判断される場合</p> | <p>（連系統予約の取消し） 第94条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により<u>実施した連系統予約（暫定的に送電系統の容量を確保した場合は、その容量の全部又は一部）</u>を取り消すことができる。 一～五（略） 六 その他系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みの回答に必要となる情報を提供しない場合等、不当に<u>連系統予約をしている</u>と判断される場合</p> |
| <p>（送電系統の容量の確定） 第97条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系統等を承諾する旨の回答（以下「連系統承諾」という。）である場合には、連系統承諾の通知時点をもって、第92条の規定により<u>暫定的に確保した送電系統の容量を確定</u>させる。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により<u>確定した送電系統の容量</u>を取り消す。 一～三（略）</p> | <p>（連系統予約の確定） 第97条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系統等を承諾する旨の回答（以下「連系統承諾」という。）である場合には、連系統承諾の通知時点をもって、第92条に<u>規定する連系統予約</u>を確定させる。 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により<u>確定した連系統予約</u>を取り消す。 一～三（略）</p> |
| <p>（連系統承諾後に連系統等を拒むことができる場合） 第105条 一般送配電事業者等は、連系統承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系統等を拒むことができる。 一 第97条第2項第1号及び第2号の規定により<u>送電系統の容量</u>を取り消した場合 二～五（略） 2（略）</p> | <p>（連系統承諾後に連系統等を拒むことができる場合） 第105条 一般送配電事業者等は、連系統承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系統等を拒むことができる。 一 第97条第2項第1号及び第2号の規定により<u>連系統予約</u>を取り消した場合 二～五（略） 2（略）</p> |
| <p>（電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付） 第120条の2（略） 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を</p> | <p>（電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付） 第120条の2（略） 2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事が、当該開始の申込みを受け付けた</p> |

| 変 更 前 (変更点の下線) | 変 更 後 (変更点の下線) |
|--|---|
| <p>実施する場合は除く。以下、この節において同じ。)が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</p> | <p>一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 一般送配電事業者及び配電事業者は、特別高圧の送電系統の工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</u></p> <p>五 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続(第107条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休廃止等手続」という。)の対象となる送電系統を対象とする第88条第1項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</u></p> <p>六 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が、業務規程第68条の2第1項の要請による同条第3項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</u></p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合又は第1項第4号若しくは第5号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 一般送配電事業者及び配電事業者は、特別高圧の送電系統の工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。ただし、<u>第120条の4第1項第4号又は第5号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに<u>業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 一般送配電事業者等は、<u>次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要な書類を送付する。</u></p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 一般送配電事業者等は、<u>第122条の4の規定により系統連系希望者に対して回答をする場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要な書類を送付する。</u></p> |

| 変 更 前 (変更点の下線) | 変 更 後 (変更点の下線) |
|--|---|
| <p>二 <u>第122条の4の規定により系統連系希望者(選定事業者を除く。)</u> に対して回答をする場合</p> <p>二 <u>選定事業者が選定された場合</u></p> <p>2 <u>次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u></p> <p>二 <u>系統連系希望者(選定事業者を除く。)</u> <u>第122条の7の規定による再接続検討の申込みを行う場合</u></p> <p>二 <u>選定事業者</u> <u>第123条の規定による契約申込みを行う場合</u></p> <p>3・4 (略)</p> | <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>系統連系希望者は、前項の書類を受領した後に第122条の7の規定による再接続検討の申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>3・4 (略)</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による<u>接続検討の内容</u>を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。</p> <p>2・3 (略)</p> |
| <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u></p> <p>二 <u>系統連系希望者(選定事業者を除く。)</u> <u>が送電系統への連系等を希望する場合</u> <u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていること。</u></p> <p>二 <u>選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合</u> <u>申込書類に必要事項が記載されていること、第122条の9に定める保証金が入金されていること(保証金が不要な場合を除く。)</u> <u>及び第111条第3項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。</u></p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2～4 (略)</p> |
| <p>(電源廃止等により<u>10万キロワット以上連系可能量が増加する場合</u>の取扱い)</p> <p>第124条 一般送配電事業者及び配電事業者は、休廃止等手続により、<u>連系可能量が10万キロワット以上増加</u>することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により<u>増加する連系可能量、増加する時期及び連系可能量が増加する送電系統</u>を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて公表する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者及び配電事業者は、この章の規定の適用については前項の規定により公表した日より12か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。</u></p> | <p>(電源廃止等により<u>送電系統への電力の流入量の最大値が10万キロワット以上減少する場合</u>の取扱い)</p> <p>第124条 一般送配電事業者及び配電事業者は、休廃止等手続により、<u>当該電源から送電系統への電力の流入量の最大値が10万キロワット以上減少</u>することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により<u>減少する電力の流入量の最大値、減少する時期及び電力の流入量が減少する送電系統</u>を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて<u>12か月間</u>公表する。</p> <p>(削る)</p> |

変更前（変更点に下線）

（系統連系技術要件）

第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる発電設備（ただし、別表7-1の上欄に掲げる一般送配電事業者の供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。）について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める一般送配電事業者の供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる発電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。

一 火力発電設備

二 混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス電源（地域に賦存する資源（未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物）を活用する発電設備（ただし、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。）をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）

別表7-1 別表7-2及び別表7-3に定める内容を系統連系技術要件に定める発電設備

| 一般送配電事業者の供給区域 | 北海道 | 沖縄 | 北海道及び沖縄以外 |
|---------------|---------|----------|-----------|
| 発電容量 | 10万kW以上 | 3.5万kW以上 | 10万kW以上 |

※ 新設電源及び既に系統に連系している発電設備に適用する。ただし、既に系統に連系している発電設備は、当該発電設備のリプレース（発電設備の全部又は一部の変更（更新を含む。）をいう。）を行うときのみ適用するものとする。

別表7-2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルの発電設備の仕様等

| 一般送配電事業者の供給区域 | 北海道 | 沖縄 | 北海道及び沖縄以外 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| GFの速度調定率 | 4%以下 | 4%以下 | 5%以下 |
| GFの幅 | 5%以上 | 8%以上 | 5%以上 |
| LFCの出力変化速度 | 毎分5%以上 | 毎分5%以上 | 毎分5%以上 |
| LFCの幅 | ±5%以上 | ±8%以上 | ±5%以上 |
| EDCの出力変化速度 | 毎分5%以上 | 毎分5%以上 | 毎分5%以上 |
| EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度 | 毎分10%以上 | 毎分10%以上 | 毎分10%以上 |
| EDC・LFCを可能とする最低出力 | 50%以下 | 50%以下 | 50%以下 |
| DSS（日間起動停止） | 要 （8時間以内） | 要 （3.5時間以内） | 要 （8時間以内） |
| 周波数変動補償（不感帯） | 要 （±0.1Hz以内） | 要 （±0.1Hz以内） | 要 （±0.2Hz以内） |

変更後（変更点に下線）

（系統連系技術要件）

第135条 系統連系技術要件には、法令及び送配電等業務指針のほか、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の規程等を踏まえ、発電設備等及び需要設備を系統と連系する際に必要となる内容を定めなければならない。

| 変 更 前 (変更点の下線) | | | | 変 更 後 (変更点の下線) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|--|---|---|---|---------------|-----|----|-----------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|------------|--------|--------|--------|-----------------------|--------|--------|--------|-------------------|-------|-------|-------|-----------------|---|----------|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--|--|--|
| <table border="1"> <tr> <td>出力低下防止</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> </tr> </table> <p>※ GFは「ガバナフリー」、LFCは「負荷周波数制御」、EDCは「経済負荷配分制御」、%は定格出力又は標準周波数に対する比率を表す。</p> <p>別表7-3 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル以外の発電方式の発電設備の仕様等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般送配電事業者の供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GFの速度調定率</td> <td>4%以下</td> <td>4%以下</td> <td>5%以下</td> </tr> <tr> <td>GFの幅</td> <td>3%以上</td> <td>5%以上</td> <td>3%以上</td> </tr> <tr> <td>LFCの出力変化速度</td> <td>毎分1%以上</td> <td>毎分2%以上</td> <td>毎分1%以上</td> </tr> <tr> <td>LFCの幅</td> <td>±5%以上</td> <td>±5%以上</td> <td>±5%以上</td> </tr> <tr> <td>EDCの出力変化速度</td> <td>毎分1%以上</td> <td>毎分2%以上</td> <td>毎分1%以上</td> </tr> <tr> <td>EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度</td> <td>毎分1%以上</td> <td>毎分2%以上</td> <td>毎分1%以上</td> </tr> <tr> <td>EDC・LFCを可能とする最低出力</td> <td>30%以下</td> <td>30%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>DSS (日間起動停止)</td> <td>二</td> <td>要(4時間以内)</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>周波数変動補償 (不感帯)</td> <td>要 (±0.1Hz以内)</td> <td>要 (±0.1Hz以内)</td> <td>要 (±0.2Hz以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ GFは「ガバナフリー」、LFCは「負荷周波数制御」、EDCは「経済負荷配分制御」、%は定格出力又は標準周波数に対する比率を表す。</p> | | | | 出力低下防止 | 要 | 要 | 要 | 一般送配電事業者の供給区域 | 北海道 | 沖縄 | 北海道及び沖縄以外 | GFの速度調定率 | 4%以下 | 4%以下 | 5%以下 | GFの幅 | 3%以上 | 5%以上 | 3%以上 | LFCの出力変化速度 | 毎分1%以上 | 毎分2%以上 | 毎分1%以上 | LFCの幅 | ±5%以上 | ±5%以上 | ±5%以上 | EDCの出力変化速度 | 毎分1%以上 | 毎分2%以上 | 毎分1%以上 | EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度 | 毎分1%以上 | 毎分2%以上 | 毎分1%以上 | EDC・LFCを可能とする最低出力 | 30%以下 | 30%以下 | 30%以下 | DSS (日間起動停止) | 二 | 要(4時間以内) | 二 | 周波数変動補償 (不感帯) | 要 (±0.1Hz以内) | 要 (±0.1Hz以内) | 要 (±0.2Hz以内) | | | | |
| 出力低下防止 | 要 | 要 | 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般送配電事業者の供給区域 | 北海道 | 沖縄 | 北海道及び沖縄以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GFの速度調定率 | 4%以下 | 4%以下 | 5%以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GFの幅 | 3%以上 | 5%以上 | 3%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| LFCの出力変化速度 | 毎分1%以上 | 毎分2%以上 | 毎分1%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| LFCの幅 | ±5%以上 | ±5%以上 | ±5%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EDCの出力変化速度 | 毎分1%以上 | 毎分2%以上 | 毎分1%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度 | 毎分1%以上 | 毎分2%以上 | 毎分1%以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| EDC・LFCを可能とする最低出力 | 30%以下 | 30%以下 | 30%以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DSS (日間起動停止) | 二 | 要(4時間以内) | 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周波数変動補償 (不感帯) | 要 (±0.1Hz以内) | 要 (±0.1Hz以内) | 要 (±0.2Hz以内) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。</p> | | | | <p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 (略)</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画(一般送配電事業者又は配電事業者が調達したFIT電源により発電された電気に係る計画を含む)</p> | | | | <p>(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 (略)</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画(一般送配電事業者又は配電事業者が調達したFIT電源により発電された電気に係る計画)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 変 更 前 (変更点の下線) | 変 更 後 (変更点の下線) |
|--|---|
| <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>別表8-2 (略)</p> | <p>を含む。)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別若しくは放電地点別又は発電設備等別ごとの発電又は放電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>別表8-2 (略)</p> |
| <p>(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号(配電事業者にあつては、第2号を除く。)に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者の中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備</u>、広域連系系統その他の情報 常時</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)</p> <p>別表8-4 (略)</p> | <p>(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号(配電事業者にあつては、第2号を除く。)に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者の中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備等</u>、広域連系系統その他の情報 常時</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績及び放電実績、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)</p> <p>別表8-4 (略)</p> |
| <p>(計画の変更)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する<u>発電設備設置者</u>を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。</p> | <p>(計画の変更)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する<u>発電設備等の設置者</u>を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。</p> |
| <p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)</p> <p>第149条 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p> | <p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)</p> <p>第149条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者(送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p> |
| <p>(電力システムの監視)</p> <p>第152条 一般送配電事業者及び配電事業者は、自らの供給区域における電力システムに関し、次の各号に掲げる事項を監視する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 発電事業者の<u>発電量及び発電余力</u>に関する状況</p> <p>五～八 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(電力システムの監視)</p> <p>第152条 一般送配電事業者及び配電事業者は、自らの供給区域における電力システムに関し、次の各号に掲げる事項を監視する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 発電事業者の<u>発電量及び放電量並びに発電余力及び放電余力</u>に関する状況</p> <p>五～八 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> |
| <p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮</p> | <p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮</p> |

| 変更前（変更点の下線） | 変更後（変更点の下線） |
|---|--|
| <p>流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整（<u>発電機</u>の起動又は停止を含む。以下同じ。）</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の<u>発電機</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができない<u>発電機</u>の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い<u>発電機</u>の出力の調整を行う。</p> | <p>流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電設備等</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の出力の調整等（<u>発電設備等</u>の起動又は停止を含む。以下同じ。）</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に<u>混雑が発生する場合は</u>、前項の<u>発電設備等</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができない<u>発電設備等</u>の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い<u>発電設備等</u>の出力の調整を行う。</p> |
| <p>（新設）</p> | <p>（平常時において混雑が発生する場合の措置）</p> <p><u>第153条の2 一般送配電事業者の供給区域内の最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の流通設備（連系線は除き、変圧器については一次電圧により判断する。）並びに一般送配電事業者又は配電事業者が指定した流通設備に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。</u></p> <p>一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った発電設備等の出力抑制等</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った発電設備等の出力抑制等</u></p> <p>三 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った専焼バイオマス電源及び地域資源バイオマス電源（出力制御が困難なものを除く。）の出力抑制</u></p> <p>四 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った自然変動電源の出力抑制</u></p> <p>五 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った地域資源バイオマス電源（出力制御困難なもの）及び長期固定電源の出力抑制</u></p> |
| <p>（新設）</p> | <p>（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証）</p> <p><u>第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第4号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する流通設備の潮流状況</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が講じた前条の措置の具体的内容</u></p> <p>三 <u>前条第1項第4号に定める措置を行う必要性</u></p> |
| <p>（電力系統に異常発生が予想されるとき事前措置）</p> <p>第154条 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電機</u>並びに一般送配電</p> | <p>（電力系統に異常発生が予想されるとき事前措置）</p> <p>第154条 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電設備等</u>並びに一般送</p> |

| 変 更 前 (変更点の下線) | 変 更 後 (変更点の下線) |
|---|--|
| <p>事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整</p> <p>六 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。</p> <p>4 (略)</p> | <p>配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の出力の調整</p> <p>六 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の発電設備等の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。</p> <p>4 (略)</p> |
| <p>(電力系統の異常発生時の措置)</p> <p>第155条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整</p> <p>三 発電機(前号の発電機を除く。)の出力の調整の給電指令</p> <p>四・五 (略)</p> | <p>(電力系統の異常発生時の措置)</p> <p>第155条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の出力の調整</p> <p>三 発電設備等(前号の発電設備等を除く。)の出力の調整の給電指令</p> <p>四・五 (略)</p> |
| <p>(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整)</p> <p>第156条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。</p> | <p>(電力系統の異常発生時の発電設備等の出力の調整)</p> <p>第156条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第3号の発電設備等の出力の調整を行う場合には、発電設備等の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電設備等を出力の調整の対象とする。</p> |
| <p>(異常時の周波数調整)</p> <p>第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した発電機並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、この条において同じ。)</p> <p>二 発電機(前号の発電機を除く。)の出力の調整(発電機の緊急停止を含む。)の給電指令</p> <p>三 (略)</p> | <p>(異常時の周波数調整)</p> <p>第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の緊急停止(揚水発電設備の揚水運転の緊急停止を含む。以下この条において同じ。)</p> <p>二 発電設備等(前号の発電設備等を除く。)の出力の調整(発電設備等の緊急停止を含む。)の給電指令</p> <p>三 (略)</p> |
| <p>(周波数異常時の発電機の出力の調整)</p> <p>第166条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第2号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。</p> | <p>(周波数異常時の発電設備等の出力の調整)</p> <p>第166条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第2号の発電設備等の出力の調整を行う場合には、発電設備等の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電設備等を出力の調整の対象とする。</p> |
| <p>(連系線の遮断による電力系統の分離)</p> <p>第168条 一般送配電事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、発電機の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、発電機の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(連系線の遮断による電力系統の分離)</p> <p>第168条 一般送配電事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、発電設備等の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、発電設備等の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。</p> <p>3 (略)</p> |

| 変 更 前 (変更点の下線) | 変 更 後 (変更点の下線) |
|--|--|
| <p>(上げ調整力の活用)</p> <p>第169条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の起動</p> | <p>(上げ調整力の活用)</p> <p>第169条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の起動</p> |
| <p>(予備力の増加)</p> <p>第170条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。</p> <p>一 <u>発電設備</u>の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止</p> <p>二 <u>火力発電機</u>の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した<u>発電機</u>に限る。)</p> <p>三 (略)</p> | <p>(予備力の増加)</p> <p>第170条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。</p> <p>一 <u>発電設備等</u>の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止</p> <p>二 <u>火力発電設備</u>の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した<u>場合</u>に限る。)</p> <p>三 (略)</p> |
| <p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア <u>発電機</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水式発電機</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>電力貯蔵装置</u>の充電</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア <u>発電機</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水式発電機</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>電力貯蔵装置</u>の充電</p> | <p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア <u>発電設備等</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水発電設備</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>蓄電設備</u>の充電</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア <u>発電設備等</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水発電設備</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>蓄電設備</u>の充電</p> |
| <p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)</p> <p>ア 火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。)の<u>発電機</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水式発電機</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>電力貯蔵装置</u>の充電</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)</p> <p>ア 火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。)の<u>発電設備等</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水発電設備</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>蓄電設備</u>の充電</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p> | <p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p> |

| 変 更 前 (変更点以下線) | 変 更 後 (変更点以下線) |
|--|--|
| <p>第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、この節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</p> | <p>第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備等に係る発電契約者又は当該発電設備等を保有する発電設備等設置者(以下この節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</p> |
| <p>(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)</p> <p>第184条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項各号(ただし、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)</p> <p>第184条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項各号(ただし、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備等の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> |
| <p>(電圧調整)</p> <p>第186条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者若しくは配電事業者との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(電圧調整)</p> <p>第186条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者若しくは配電事業者との合意又は給電指令に基づき発電設備等による電圧の調整を行う。</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(給電指令)</p> <p>第189条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転(操作又は停止を含む。以下同じ。)、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令(電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。)を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止等の指令</p> <p>ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力システムの安定性の確保を目的とした発電者の発電機の出力の調整及び需要の抑制又は遮断</p> <p>イ・ウ (略)</p> | <p>(給電指令)</p> <p>第189条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転(操作又は停止を含む。以下同じ。)、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令(電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。)を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止等の指令</p> <p>ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力システムの安定性の確保を目的とした発電設備等の出力の調整及び需要の抑制又は遮断</p> <p>イ・ウ (略)</p> |
| <p>(手順書の作成)</p> <p>第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一 発電機の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操作又は運転を実施することができる場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(手順書の作成)</p> <p>第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一 発電設備等の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操作又は運転を実施することができる場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(異常時の給電指令の理由等の通知)</p> <p>第193条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。</p> | <p>(異常時の給電指令の理由等の通知)</p> <p>第193条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を発電設備等保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備等保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。</p> |
| <p>(承認を受けた電源等の取扱い)</p> <p>第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、翌日取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、翌日取引へ影響が生じる場合においても、次</p> | <p>(承認を受けた電源等の取扱い)</p> <p>第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電及び放電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、翌日取引へ影響が生じないのであれば発電及び放電に係る計画の変更はできる。また、翌日取引へ影響が生じる場</p> |

| 変更前（変更点に下線） | 変更後（変更点に下線） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------------------|-----|-----------------|-----------|--------------------------------|-----------------|---------|-----|--|------|-------|-----|-----------------|-----------|--------------------------------|------------------|---------|-----|
| <p>の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。</p> <p>一 <u>発電設備不具合</u>（作業停止期間の延長を含む。）や系統故障等により発電することが難しい場合 減少変更</p> <p>二 発電に係る計画からの増加分と同量以上に運用容量が増加する場合 増加変更</p> <p>2 （略）</p> | <p>合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。</p> <p>一 <u>発電設備等の不具合</u>（作業停止期間の延長を含む。）や系統故障等により発電及び放電することが難しい場合 減少変更</p> <p>二 発電及び放電に係る計画からの増加分と同量以上に運用容量が増加する場合 増加変更</p> <p>2 （略）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>（緊急時の<u>発電機</u>の出力の調整）</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の出力の調整を行う。</p> | <p>（緊急時の<u>発電設備等</u>の出力の調整）</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の出力の調整を行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>（作業停止計画の原案の提出）</p> <p>第230条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表12-1 （略）</p> <p style="text-align: center;">別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先</p> <table border="1" data-bbox="161 596 994 772"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>計画提出者</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流通設備の 作業停止計画</td> <td>作業停止計画提出者</td> <td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td> </tr> <tr> <td>発電設備の 作業停止計画</td> <td>発電計画提出者</td> <td>本機関</td> </tr> </tbody> </table> | 対象設備 | 計画提出者 | 提出先 | 流通設備の 作業停止計画 | 作業停止計画提出者 | 流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者 | 発電設備の 作業停止計画 | 発電計画提出者 | 本機関 | <p>（作業停止計画の原案の提出）</p> <p>第230条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表12-1 （略）</p> <p style="text-align: center;">別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先</p> <table border="1" data-bbox="1200 596 2033 772"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>計画提出者</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流通設備の 作業停止計画</td> <td>作業停止計画提出者</td> <td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td> </tr> <tr> <td>発電設備等の 作業停止計画</td> <td>発電計画提出者</td> <td>本機関</td> </tr> </tbody> </table> | 対象設備 | 計画提出者 | 提出先 | 流通設備の 作業停止計画 | 作業停止計画提出者 | 流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者 | 発電設備等の 作業停止計画 | 発電計画提出者 | 本機関 |
| 対象設備 | 計画提出者 | 提出先 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流通設備の 作業停止計画 | 作業停止計画提出者 | 流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発電設備の 作業停止計画 | 発電計画提出者 | 本機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象設備 | 計画提出者 | 提出先 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流通設備の 作業停止計画 | 作業停止計画提出者 | 流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発電設備等の 作業停止計画 | 発電計画提出者 | 本機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>（作業停止計画の調整における考慮事項）</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第1号から第6号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 発電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</p> <p>九～十一 （略）</p> <p>2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに当たっては、<u>発電機</u>の出力の増加又は抑制によって流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる<u>発電機</u>を選定しなければならない。</p> | <p>（作業停止計画の調整における考慮事項）</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第1号から第6号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 <u>発電及び放電</u>の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</p> <p>九～十一 （略）</p> <p>2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに当たっては、<u>発電設備等</u>の出力の増加又は抑制によって流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる<u>発電設備等</u>を選定しなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>附則（平成28年4月1日）</p> <p><u>（同時同量に関する特別措置）</u></p> <p>第4条 実同時同量の契約者は、第138条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の供給区域ごとに、<u>別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の需給計画には、合理的な予測に基づく需要の想定及び当該需要に対応した供給力の確保の計</p> | <p>附則（平成28年4月1日）</p> <p>第4条 <u>削除</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

画を記載しなければならない。

- 3 実同時同量の契約者は、業務規程第137条で定める送電可否判定において、同条第1項の規定における連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。
- 4 第143条に定める一般送配電事業者又は配電事業者への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。
- 5 実同時同量の契約者が、連系線利用計画の年間計画及び月間計画を提出するときは、各月又は各週の平日及び休日単位で計画提出を行い、本機関において日別の計画値に変換する。

別表1 需給計画の提出

| 提出する計画 | 年間計画 (第1～第2年度) | 月間計画 (翌月、翌々月) | 週間計画 (翌週、翌々週) | 翌日計画 | 当日計画 | |
|--------|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 提出期限 | 毎年 10月末日 | 毎月1日 | 毎週水曜日 午前10時 | 毎日 午前12時 (※1) | 随時 | |
| 提出内容 | 需要電力 | 各月 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値 | 各週 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値 | 本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の需要電 力 | 30分ごと の需要電力 量 | 30分ごと の需要電力 量 |
| | 供給電力 | 需要電力に 対する供給 電力 | 需要電力に 対する供給 電力 | 需要電力に 対する供給 電力 | 需要電力に 対する供給 電力 | 需要電力に 対する供給 電力 |

別表2 発電計画の提出

| 提出する計画 | 年間計画 (第1～第2年度) | 月間計画 (翌月、翌々月) | 週間計画 (翌週、翌々週) | 翌日計画 | 当日計画 |
|--------|-------------------|------------------|------------------|---------------------|------|
| 提出期限 | 毎年 10月末日 | 毎月1日 | 毎週水曜日 午前10時 | 毎日 午前12時 (※1) | 随時 |

| 変更前（変更点に下線） | | | | | | 変更後（変更点に下線） |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------|---------------------|-------------|
| 提出する 発電地点別 発電計画 | 各月 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値 | 各週 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値 | 本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の供給電 力 | 30分ごと の供給電力 量 | 30分ごと の供給電力 量 | |
| | <p>(※1) 提出日が休業日の場合も含む。</p> | | | | | |
| <p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（発電制約量の調整）</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した<u>発電機</u>により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した<u>発電機</u>を発電計画提出者へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 発電制約量の調整を希望する発電計画提出者より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された<u>発電機</u>を有する発電計画提出者へ調整内容及び調整期日を連絡する。</p> <p>5～7 （略）</p> | | | <p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（発電制約量の調整）</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した<u>発電設備等</u>により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した<u>発電設備等</u>を発電計画提出者へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 発電制約量の調整を希望する発電計画提出者より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された<u>発電設備等</u>を有する発電計画提出者へ調整内容及び調整期日を連絡する。</p> <p>5～7 （略）</p> | | | |

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本指針は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第153条の2及び第153条の3の規定は、令和5年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は平常時において混雑が発生する場合の措置に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

| 時期 | 経過の概要 |
|--------------------------------|--|
| 2022年7月5日 | ・経済産業大臣が現行の送配電等業務指針の変更を認可。 |
| 2022年12月7日 ～ 2022年12月27日 | ・業務規程第178条第2項の規定により、本変更案（別紙1。以下同じ。）について会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件（2023年1月5日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。 |
| 2023年2月1日 | ・2022年度第3回評議員会により、本変更案を議決。 |
| 2023年2月1日 | ・第389回理事会において、本変更案を議決。 |
| 2023年3月1日 | ・第15回通常総会において、本変更案を報告。 |

経済産業省

番 号
令和 5 年 4 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和5年4月3日付け20230301資第30号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

番 号
令和 5 年 4 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について
(回答)

令和5年4月3日付け20230301資第33号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可については、認可することに異存はありません。